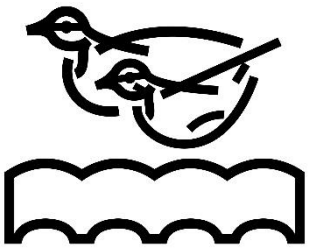
第３部　障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）



第１章　障がい福祉計画（第８期）

１　障がい福祉計画（第８期）の位置付け

２　2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

３　計画目標を達成するための活動指標

４　地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性

3-1　障がい福祉計画（第８期）

障がいのある人の地域生活の支援の充実をめざして

障がい福祉計画（第８期）の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

障害者総合支援法に基づく法定の計画であり、2027 年度から 2029 年度までを期間とし、障がい者計画 2030 の後半の実施計画に相当する計画です。

2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

地域生活支援拠点等が有する機能をはじめとした地域生活支援の充実や、障がい福祉サービス等の質の向上など、６項目に係る 15 の目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

計画目標を達成するための活動指標

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい福祉サービスの種類ごとに必要となるサービスの見込量など、国が示す活動指標をそれぞれ設定します。利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人などが自立した日常生活や社会生活が営めるよう実施する地域生活支援事業について、サービスの見込量を定め、見込量の確保及び利用者ニーズに即した事業の充実に取り組みます。

第３部　障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）

第１章　障がい福祉計画（第８期）

１　障がい福祉計画（第８期）の位置付け

障がい福祉計画（第８期）は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、2027 年度から 2029 年度までを期間とする、市町村障害福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番２では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

２　2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

2025 年度末時点の施設入所者のうち、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等に移行する者の数について様々なデータを活用しながら把握し、そのうえで 2029 年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定は、以下の２点を基本とされています。

① 地域移行者数： 2025 年度末施設入所者数の６％以上
② 施設入所者数： 2025 年度末の５％以上削減

指標	目標（2029 年度末）
地域移行者数 （2025 年度末時点の施設入所者数の６％以上）	23 人
施設入所者数 （2025 年度末時点の施設入所数から５％削減）	360 人

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

次の５点を目標値として設定することとされています。（①～③は東京都で設定）

① 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：
319.3 日以上
② 精神病床における 1 年以上入院患者数
③ 精神病床への 30 日以上の再入院率：退院後 90 日時点 10.3%以下、
退院後 180 日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下
④ 心のサポーター※数： 2033 年度末までに 100 万人以上
⑤ Ｋ６※による住民のこころの状態を把握

指標	目標（2029 年度末）
心のサポーター数	累計 764 人
Ｋ６による住民のこころの状態の把握の推進	Ｋ６によるこころの状態把握を実施

（３）福祉施設から一般就労への移行等

次の６点を目標値として設定することとされています。

① 一般就労への移行者数： 2024 年度の 1.31 倍以上
（うち、就労移行支援事業：1.14 倍以上、就労継続支援Ａ型事業：1.52 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業：1.67 倍以上）
② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
③ 就労定着支援事業の利用者数：2024 年度の 1.47 倍以上
④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
⑤ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。2029 年度の就労選択支援利用者を 82,000 人以上
⑥ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

指標	目標（2029 年度末）
一般就労移行者数	168 人 就労移行支援：147 人 就労継続支援Ａ型： ２人 就労継続支援Ｂ型： 19 人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	４事業所以上
就労定着支援事業利用者数	221 人
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所数	４事業所
就労選択支援事業所の設置及び就労選択支援利用者数	５事業所 50 人

（４）地域生活支援の充実

各市区町村において地域生活支援拠点等（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本としています。

また、強度行動障がいの状態にある人に関し、各市区町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。

指標	目標（2029 年度末）
地域生活支援拠点等の整備・充実	地域生活支援拠点等の機能の確保・充実
強度行動障がいの支援ニーズ把握・支援体制の整備の推進	強度行動障がいの状態にある人の地域生活を支える支援体制を確保

（５）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、2029 年度末までに、各市区町村に基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、地域自立支援協議会の設置・整備を行い、これらを連携させることとされています。板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）を活用しながら、個別事例の支援内容の検証・検討を実施することで、相談支援体制の充実に取り組みます。

また、セルフプランに関する分析を行い、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることで、2029 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とします。

指標	目標（2029 年度末）
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	困難ケース等の対応支援件数 80 件 相談支援従事者の研修受入等件数 100 件 関係機関との連携による対応件数 200 件 相談支援事業所のモニタリング実施件数 30 件
地域サービス基盤の開発・改善	自立支援協議会（相談支援部会）で抽出した地域課題に対するサービス基盤の整備・改善
のぞまないセルフプランをゼロとする取組	のぞまないセルフプランをゼロ

（６）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障がい福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県において、地域のニーズを踏まえた計画的な専門人材の確保や生産性向上に関するワンストップ窓口と、生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、相互の連携を図ることとされています。

また、都道府県において相談支援専門員研修を実施することとされています。

そのため、区においては、東京都の動向を注視していきます。

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくために、区職員が、都道府県が実施する研修の活用や適切な指導監査を実施することで、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むこととされています。

また、都道府県は、障がい福祉サービス等情報公表制度における事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を 100%とすることとされています。

指標	目標（2029 年度末）
障がい福祉サービスの質向上のための体制を構築	職員のスキルアップ、適正な運営を行う事業所の確保による体制構築

＜参考＞障がい福祉サービスの概要

サービス名		サービスの概要
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行う。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。
	自立訓練（機能訓練）	理学療法※や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図る。
	自立訓練（生活訓練）	日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図る。
	就労選択支援	本人が就職先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（Ａ型）	一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。
	就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等への就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
	福祉型短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

サービス名		サービスの概要
日中活動系サービス	医療型短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め医療機関等で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。
居住系サービス	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供する。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行う。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行う。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がい者等を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

3　計画目標を達成するための活動指標

前項の目標達成に向け、項目ごとの活動指標を定め、その確保状況や進捗を定期的に分析、評価することとされています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

①　訪問系サービス

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
居宅介護	人 / 月	見込量	1,136	1,156	1,176	1,127	1,138	1,150
		実績	1,070	1,105	1,116			
	時間 / 月	見込量	13,858	14,098	14,338	13,524	13,656	13,800
		実績	13,116	13,428	13,392			
重度訪問介護	人 / 月	見込量	157	162	167	141	142	144
		実績	136	138	139			
	時間 / 月	見込量	20,340	20,990	21,640	19,176	19,312	19,584
		実績	19,260	18,800	18,904			
同行援護	人 / 月	見込量	207	213	219	226	230	235
		実績	222	217	221			
	時間 / 月	見込量	4,466	4,598	4,730	5,198	5,290	5,405
		実績	4,948	5,078	5,083			
行動援護	人 / 月	見込量	7	8	9	19	21	23
		実績	13	15	17			
	時間 / 月	見込量	126	144	162	304	336	368
		実績	226	242	272			
重度障害者等包括支援	利用者数	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用単位数	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

＊2026 年度実績は見込量

② 日中活動系サービス

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
生活介護	人 / 月	見込量	986	1,006	1,026	996	1,006	1,016
		実績	969	976	986			
	人日 / 月	見込量	18,668	19,048	19,428	18,924	19,114	19,304
		実績	18,404	18,551	18,734			
自立訓練（機能訓練）	人 / 月	見込量	10	11	12	7	8	9
		実績	4	6	7			
	人日 / 月	見込量	110	121	132	91	104	117
		実績	54	75	91			
自立訓練（生活訓練）	人 / 月	見込量	66	66	66	60	62	64
		実績	48	57	59			
	人日 / 月	見込量	1,165	1,165	1,165	900	930	960
		実績	764	883	885			
就労選択支援	人 / 月	見込量				2	3	4
		実績		1	1			
就労移行支援	人 / 月	見込量	236	246	256	229	229	229
		実績	231	229	229			
	人日 / 月	見込量	3,844	4,004	4,164	3,766	3,766	3,766
		実績	3,771	3,766	3,766			
就労継続支援（Ａ型）	人 / 月	見込量	70	72	74	92	98	104
		実績	78	82	87			
	人日 / 月	見込量	1,316	1,354	1,392	1,656	1,764	1,872
		実績	1,425	1,505	1,566			
就労継続支援（Ｂ型）	人 / 月	見込量	985	1,020	1,055	1,174	1,233	1,295
		実績	1,014	1,065	1,118			
	人日 / 月	見込量	15,626	16,186	16,746	17,610	18,495	19,425
		実績	15,627	16,247	16,770			
就労定着支援	人 / 月	見込量	128	138	147	220	241	262
		実績	150	178	199			
療養介護	人 / 月	見込量	80	85	90	81	83	84
		実績	75	78	80			

＊2026 年度実績は見込量

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
福祉型短期入所（ショートステイ）	人 / 月	見込量	365	405	445	378	389	401
		実績	353	356	367			
	人日 / 月	見込量	1,855	2,055	2,255	2,003	2,062	2,125
		実績	1,915	1,888	1,945			
医療型短期入所（ショートステイ）	人 / 月	見込量	28	29	30	31	33	34
		実績	33	29	30			
	人日 / 月	見込量	155	161	167	161	172	177
		実績	174	151	156			

＊2026 年度実績は見込量

③　居住系サービス

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
自立生活援助	人 / 月	見込量	11	14	17	3	3	3
		実績	3	3	3			
共同生活援助（グループホーム）	人 / 月	見込量	571	611	651	752	820	894
		実績	587	633	690			
施設入所支援	人 / 月	見込量	373	368	363	373	368	363
		実績	380	383	378			

＊2026 年度実績は見込量

④　相談支援

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
計画相談支援	人 / 月	見込量	693	738	783	903	975	1,053
		実績	659	774	836			
地域移行支援	人 / 月	見込量	9	12	15	7	7	7
		実績	8	7	7			
地域定着支援	人 / 月	見込量	18	22	26	15	15	15
		実績	15	15	15			

＊2026 年度実績は見込量

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①　保健、医療、福祉関係者による協議の場

協議の場として設置している「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築検討会」について、３つの活動指標を設定します。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
開催回数	見込量				4	4	4
	実績	4	3	4			
関係者の参加者数	見込量				25	25	25
	実績	20	25	25			
目標設定及び活動状況の把握・評価	見込量				4	4	4
	実績	4	3	4			

＊2026 年度実績は見込量

②　心のサポーター養成研修実施回数

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
回　数	見込量				6	6	6
	実績	4	3	5			

＊2026 年度実績は見込量

③　精神障がい者の障がい福祉サービス利用量（人／年）

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
地域移行支援	見込量				7	7	7
	実績	7	7	7			
地域定着支援	見込量				14	14	14
	実績	15	14	14			
共同生活援助（グループホーム）	見込量				307	350	399
	実績	212	236	269			
自立生活援助	見込量				2	2	2
	実績	1	2	2			
自立訓練（生活訓練）	見込量				49	51	53
	実績	39	44	46			
福祉型短期入所（ショートステイ）	見込量				21	23	25
	実績	17	17	19			
医療型短期入所（ショートステイ）	見込量				0	0	0
	実績	0	0	0			

＊2026 年度実績は見込量

（３）地域生活支援の充実

①　地域生活支援拠点等

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
設置箇所数	見込量				1	1	1
	実績	1	1	1			
支援の実績等を踏まえた検証・検討回数	見込量				2	2	2
	実績	2	2	2			

＊2026 年度実績は見込量

（４）発達障がい者等に対する支援

①　ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
人　数	見込量				1	1	1
	実績	1	1	1			

＊2026 年度実績は見込量

（５）相談支援体制の充実・強化等

①　基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
人　数	見込量				2	2	2
	実績	1	2	2			

＊2026 年度実績は見込量

②　基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合

板橋区内のすべての相談支援事業所のうち、基幹相談支援センターにおいて実施する人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合の見込みを設定します。なお、基幹相談支援センターにおいて実施する人材育成等の取組とは、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援機関や医療・教育機関等との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証等です。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
割合（%）	見込量				52.0	57.0	62.0
	実績	36.7	42.0	47.0			

＊2026 年度実績は見込量

③　基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無

相談支援体制の充実・強化等のため、地域自立支援協議会（相談支援部会）をはじめ、基幹相談支援センターが運営に関与し、個別事例の検討等から抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備に取り組みます。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
協議会の運営の関与	見込量				有	有	有
	実績	有	有	有			

＊2026 年度実績は見込量

④　自立支援協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

自立支援協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定します。さらに、個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等について、専門部会を含め自立支援協議会の議題とした数の見込みを設定します。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
協議会実施回数	見込量				3	3	3
	実績	3	3	3			
専門部会設置数	見込量				6	6	6
	実績	6	6	6			
専門部会実施回数	見込量				15	15	15
	実績	15	15	15			
個別事例の課題に関する協議回数	見込量				2	2	2
	実績	2	1	2			

＊2026 年度実績は見込量

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①　障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の活用や共有

障がい福祉サービス事業所等からの費用の請求・審査・支払い事務を行う障害者自立支援審査支払等システムを導入しています。サービスの質を向上させるため、このシステムによる審査結果を分析してその分析結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
体制の有無	見込量				体制あり	体制あり	体制あり
	実績	体制あり	体制あり	体制あり			
分析結果を活用した情報共有の回数	見込量				12	12	12
	実績	12	12	12			

＊2026 年度実績は見込量

４　地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人などが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市区町村を中心として実施される事業です。

計画期間における事業の見込量を定め、見込量の確保、利用者ニーズに合わせた事業の充実に努めていきます。

（１）必須事業

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
理解促進研修・啓発事業	福祉体験学習・区民交流会・研修会（人）	見込量	3,800	4,100	4,400	2,700	2,700	2,700
		実績	3,162	2,615	2,700			
相談支援事業	基幹職員国家資格所持数（件）	見込量				7	7	7
		実績	7	7	7			
成年後見制度利用支援事業	区長申立（件）	見込量	9	10	11	5	5	5
		実績	3	4	5			
	報酬費用助成（件）	見込量	186	198	210	165	165	165
		実績	160	243	165			
意思疎通支援事業	手話相談員設置事業（設置者数）	見込量	8	8	8	8	8	8
		実績	8	8	8			
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（人）	見込量	4,260	4,260	4,260	3,846	3,846	3,846
		実績	4,116	3,846	3,846			
	コミュニケーション支援機器による遠隔手話通訳（件）	見込量				3	3	3
		実績	6	0	3			
	公文書点字化サービス	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具（件）	見込量	39	39	39	30	30	30
		実績	35	30	30			
	自立生活支援用具（件）	見込量	87	87	87	85	85	85
		実績	90	85	85			
	在宅療養等支援用具（件）	見込量	78	78	78	69	69	69
		実績	66	69	69			
	情報・意思疎通支援用具（件）	見込量	136	136	136	99	99	99
		実績	96	99	99			
	排せつ管理支援用具（件）	見込量	9,282	9,282	9,282	8,862	9,039	9,220
		実績	8,271	8,518	8,688			

＊2026 年度実績は見込量

				第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
				2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
日常生活用具給付等事業	居宅生活動作補助用具（件）		見込量	13	13	13	10	10	10
			実績	5	10	10			
奉仕員養成研修事業	手話講習会終了者数（人）		見込量	200	200	200	216	216	216
			実績	205	227	216			
移動支援事業	実施事業所数		見込量	343	348	353	400	412	424
			実績	369	377	388			
	年間延利用者数（人）		見込量	10,721	11,221	11,721	10,025	10,126	10,227
			実績	9,752	9,828	9,926			
	年間延利用時間数（時間）		見込量	108,477	113,477	118,477	102,255	103,285	104,315
			実績	101,651	100,163	101,245			
地域活動支援センター機能強化事業	Ⅰ型	実施箇所数	見込量	3	3	3	2	2	2
			実績	3	3	2			
		実利用者数（人）	見込量	219	219	219	267	259	251
			実績	399	284	275			
	Ⅱ型	実施箇所数	見込量	5	5	5	4	4	4
			実績	5	5	4			
		実利用者数（人）	見込量	206	206	206	192	198	204
			実績	208	217	186			
	Ⅲ型	実施箇所数	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		実利用者数（人）	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			

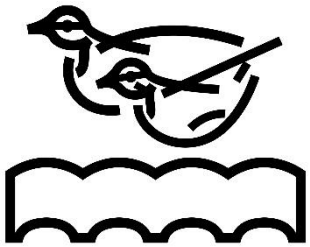
＊2026 年度実績は見込量

（２）任意事業

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
日常生活支援	日中一時支援（日）	見込量	334	354	374	134	114	97
		実績	233	186	158			
	訪問入浴サービス（回）	見込量	1,500	1,500	1,500	2,000	2,000	2,000
		実績	1,455	1,416	2,000			
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	文化芸術活動振興（障がい者週間記念行事）	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	点字・声の広報等発行	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	自動車運転免許取得費の助成	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	自動車改造費の助成	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			

＊2026 年度実績は見込量

第３部　障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）



第２章　障がい児福祉計画（第４期）

１　障がい児福祉計画（第４期）の位置付け

２　2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

３　計画目標を達成するための活動指標

3-2　障がい児福祉計画（第４期）

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために

障がい児福祉計画（第４期）の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

児童福祉法に基づく法定の計画であり、2027 年度から 2029 年度までを期間とする、障がい者計画 2030 の後半の実施計画に相当する計画です。

2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保や医療的ケア児支援に関する事項など、国の基本指針に基づき、７つの目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

計画目標を達成するための活動指標

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい児向けサービスの種類ごとに必要となるサービスの見込量など、国が示す活動指標を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

第２章　障がい児福祉計画（第４期）

１　障がい児福祉計画（第４期）の位置付け

障がい児福祉計画（第４期）は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、2027 年度から 2029 年度までを期間とする、市町村障害児福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番２では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

２　2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

（１）４つの中核機能を確保、インクルージョン推進のための協議の場の設置

2024 年４月の改正児童福祉法の施行に伴い、児童発達支援センターの中核的役割が明確化されたことを踏まえ、児童発達支援センター等における中核的な支援機能を確保することとされています。４つの中核機能は、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能です。

また、共生社会の形成促進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにするため、インクルージョン推進のための協議の場を設置することとされています。

指標	目標（2029 年度末）
４つの中核機能を確保	児童発達支援センターを中核として４つの中核機能の整備
インクルージョン推進のための協議の場の設置	地域自立支援協議会（障がい児部会）等で検討し、協議の場を設置。

（２）難聴※児支援のための中核的機能を有する体制の確保

保育、保健医療、教育、当事者等を含む関係機関等との連携は極めて重要であり、都道府県においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育等につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育等に至るまでの支援を遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることとされています。そのため、区においては、東京都の動向を注視していきます。

（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように 2029 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市区町村に 1 か所以上確保することを基本としています。

指標	目標（2029 年度末）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上確保

（４）医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、2029 年度末までに、都道府県において、医療的ケア児支援センターの設置や、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することとされています。また、各市区町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

区においては、重症心身障がい児者・医療的ケア児者に対する支援について、継続的な情報・課題の共有や意見交換を行うための協議の場として、医師、当事者の親の会、特別支援学校関係者及び区の関係部署等で構成する「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を設置しています。2027 年に施行が予定されている「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」において、特別区は都道府県と連携を取りながら、医療的ケア児等支援地域協議会の設置が出来るようになったことから、今後はこれまでの会議の枠組みを活かしつつ、新たに医療的ケア児等コーディネーターの資格を有する計画相談支援専門員等を構成員に加え、より幅広い関係者が参画する協議会として位置付ける事も見据えて、医療的ケア児者等への支援に関する課題の共有や具体的な支援方策について協議・検討を進めていきます。

また、2025 年より開始した医療的ケア児等コーディネーターによる支援体制を継続することで、地域における医療的ケア児者等への支援体制の充実を図っていきます。

指標	目標（2029 年度末）
医療的ケア児等支援の協議の場の設置	年 1 回以上開催
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターによる支援体制を維持

（５）障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置

2012 年に施行された改正児童福祉法において、障がい児入所施設に入所している児童は、18 歳になると就労支援施策や自立訓練などを通じて地域移行を促進するなど、より適切な支援を行っていくため、障がい福祉サービスなどの障がい者施策で対応することとされました。しかし、強度行動障がいなどの障がい特性により、移行先の調整や受け皿となる資源が不足していることで、円滑な移行が進んでいない現状があります。

そのため、2029 年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としています。区においては、東京都の動向を注視していきます。

（６）障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

障がい児等に係る相談支援の在り方については、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた相談支援体制の構築を図りつつ、児童福祉法の障害児相談支援に結びついていない障がい児とその家族を支援する観点から、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援体制を確保することとされています。

指標	目標（2029 年度末）
障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	連携体制を構築

（７）強度行動障がいの状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備

障がい児支援において受入れが困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲ある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあることを踏まえ、都道府県において支援ニーズの把握やニーズに基づく支援体制の整備をすることとされています。

区においては、東京都の動向を注視しつつ、支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けて検討をしていきます。

＜参考＞障がい児向けサービスの概要

サービス名		サービスの概要
通所系サービス	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行う。
	放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供する。
訪問系サービス	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な未就学の障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行う。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行う。

3　計画目標を達成するための活動指標

前項の目標達成に向け、活動指標を定め、その確保状況や進捗を定期的に分析、評価することとされています。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

①　通所系サービス

			第３期障がい児福祉計画			第４期障がい児福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
児童発達支援	人 / 月	見込量	1,107	1,227	1,347	1,230	1,292	1,357
		実績	1,087	1,116	1,172			
	人日 / 月	見込量				6,150	6,460	6,785
		実績	5,472	5,796	5,860			
放課後等デイサービス	人 / 月	見込量	1,193	1,273	1,353	1,890	2,135	2,413
		実績	1,285	1,480	1,672			
	人日 / 月	見込量				13,230	14,945	16,891
		実績	9,420	10,375	11,704			

＊2026 年度実績は見込量

②　訪問系サービス

			第３期障がい児福祉計画			第４期障がい児福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
保育所等訪問支援	人 / 月	見込量	120	150	180	170	204	245
		実績	91	118	142			
	人日 / 月	見込量				340	408	490
		実績	154	207	284			
居宅訪問型児童発達支援	人 / 月	見込量	1	1	1	8	10	12
		実績	2	4	6			
	人日 / 月	見込量				56	70	84
		実績	10	28	42			

＊2026 年度実績は見込量

③　相談支援

			第３期障がい児福祉計画			第４期障がい児福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
障害児相談支援	人 / 月	見込量	137	152	167	171	191	214
		実績	144	136	152			

＊2026 年度実績は見込量

④　医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関の情報提供を行い、関係機関とつなぐ役割を担うコーディネーターを配置します。

		第３期障がい児福祉計画			第４期障がい児福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
人　数	見込量				3	3	3
	実績	3	3	3			

＊2026 年度実績は見込量